



宮行評委第10号
平成28年1月12日

宮城県知事
村井嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会

委員長 堀切川 一 男



宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

部会長 橋本 潤 子



平成27年度公共事業再評価について (答申)

平成27年10月19日付け復政第80号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第3号及び同条第7項の規定により公共事業評価部会で審議した結果は、下記のとおりです。

なお、事業の実施に関する意見は、別紙のとおりです。

記

「事業継続」とした県の評価を妥当とする事業

- ① 地域高規格道路宮城県北高速幹線道路主要地方道築館登米線Ⅱ期 (中田工区) 道路改良事業
- ② 地域高規格道路宮城県北高速幹線道路主要地方道築館登米線Ⅲ期 (佐沼工区) 道路改良事業
- ③ 地域高規格道路宮城県北高速幹線道路主要地方道築館登米線Ⅳ期 (築館工区) 道路改良事業

(以上3事業)

(別紙)

1 審議対象事業の実施に関する意見

- ① 地域高規格道路宮城県北高速幹線道路主要地方道築館登米線Ⅱ期（中田工区）道路改良事業
- ② 地域高規格道路宮城県北高速幹線道路主要地方道築館登米線Ⅲ期（佐沼工区）道路改良事業
- ③ 地域高規格道路宮城県北高速幹線道路主要地方道築館登米線Ⅳ期（築館工区）道路改良事業

復興支援道路としての目的の速やかな実現のため、迅速な施工を行い、早期完成に努めること。

なお、将来的には、東北縦貫自動車道との接続など、道路ネットワークの効率性を高めるための方策が検討されることを期待する。

2 今後の事業の実施に関する意見

(1) 事業全般

地質調査の結果の蓄積、庁内における情報共有、さらなる技術力の向上を図ることなど、事業費の見積りの精度を高めるための方策について検討すること。

(2) 道路事業

事業の計画及び実施に当たっては、県土全体の道路ネットワークにおける当該事業の位置付けを明確にし、より高い事業効果の発現に努めること。